

令和2年度 11月 新潟市西区農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和2年11月30日(月) 午後3時00分から3時45分
- 2 開催場所 西区役所 3階 303会議室
- 3 出席委員 (15人)

1番 (会長) 本間雄一	2番 本間直一	3番 池田一彦
4番 江端美春	5番 大嶋喜芳	6番 梶原政好
7番 高杉隆司	8番 高井利明	9番 原田秀一
10番 松井市雄	11番 岩野惣市郎	12番 鈴木淳子
13番 丸山和秀	14番 渡邊正行	
15番 (会長職務代理者) 渡部藤四夫		
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員選出
 - 第2 議 事

議案第42号	農地法第4条許可申請に関する処分決定について
議案第43号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第44号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第45号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画の決定について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	中島 剛	事務局次長	佐藤 清隆
農地係長	五十嵐芳彰	農政振興係長	高橋智恵子
- 7 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより11月定例総会を開催します。議事日程に従い進めさせていただきます。</p> <p>本日は、全員ご出席です。</p> <p>本日の総会は新潟市西区農業委員会会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは委員会会議規則第5条の規定により、本間会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>委員の皆さん、大変お疲れ様です。11月の定例総会ということでお集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>令和2年も残り1か月となりましたが、割と暖かい日が続いています。委員の皆さんには、日ごろから農業委員活動に従事していただき、ありがとうございます。</p> <p>去る11月19日に新潟県農業委員会大会が開催されました。その中で、岩野委員が農業委員勤務10年以上で一般社団法人新潟県農業会議会長表彰を受けられました。おめでとうございます。また大会の進行は女性委員に託され、江端委員が大役を務めました。大変ご苦労様でした。</p> <p>それでは案件審査に入ります。よろしくお願いいたします</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員について、お諮りします。</p> <p>議事録署名委員は、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>皆さんからご異議がございませんので、12番、鈴木淳子委員 13番 丸山和秀委員を指名します。</p> <p>それでは、議事として提案している案件に入ります。</p> <p>議事の都合上、追加議案の議案第45号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>始めに案件を地区別にまとめた表を説明しますので、3ページをお開き下さい。</p> <p>11月総会における許可案件は、赤塚地区、4条許可1件、5条許可2件、計3件、黒埼地区、3条許可1件、5条許可2件、計3件、</p>

議 長	<p>全地区合計6件です。</p> <p>それでは、議案を説明します。</p> <p>26ページ、議案第45号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。本案件は、令和2年11月25日付け、新潟市長許可農地法第3条申請に対して、農業委員会に意見照会があったものです。</p> <p>第2地域、黒埼地区です。1号、所在は西区寺地で、田3筆980㎡について、農業経営者である後継者に贈与する案件です。申請理由は、農業経営継続のため、農地の所有名義を移転するものです。</p> <p>今回の贈与にあたって、経営農地の中で、四ツ郷屋地区、内野地区に耕作放棄地に指定されている農地があることから、地元委員から指導があり、除草剤散布を行っています。以上です。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第45号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、お諮りします。</p> <p>議案第45号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第45号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第42号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4ページ、議案第42号、農地法第4条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第1地域赤塚地区です。1号、所在は西区坂田で畑1筆46㎡について、貸露天資材置場とするものです。追認許可案件です。農地区分は第3種農地です。調査委員会案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開</p>

<p>第1地域調査委員長 (9番)</p>	<p>催しておりますので、第1地域調査委員長から報告をお願いします。</p> <p>調査案件は、議案第42号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、1件です。</p> <p>4ページ、1号は赤塚地区です。</p> <p>申請地は西区坂田で、市街化調整区域内の畑1筆、46㎡を自己転用する案件です。</p> <p>申請地について、11月18日に現地確認を行った結果、現況は建築資材置場となっていました。</p> <p>申請地は申請人が相続する以前から貸資材置場として利用しており、転用済みとと思っていましたが、調査した結果、許可を得ていないことがわかったそうです。今回の申請で追認許可となれば、無断転用が解消となります。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明がありました。</p> <p>続いて聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、申請理由、次に転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>違反転用をしている農地はないかとの質問に対し、申請人から、違反転用はないとの回答がありました。</p> <p>申請地は既存集落内の第3種農地で、転用許可基準エー（ア）－b－（a）の「住宅もしくは事業用施設が連たん」する区域内の農地に該当するため、参集委員により協議した結果、追認許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と、工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明及び第1地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第42号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案第42号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第42号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第43号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>5ページ、議案第43号、農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第1地域赤塚地区です。1号、所在は西区坂田で、畑1筆165㎡について、売買により個人住宅拡張敷地とするものです。追認許可案件です。農地区分は第3種農地です。</p> <p>2号、所在は西区赤塚で、畑4筆231㎡について、使用貸借により個人住宅建築敷地及び農作業場建築敷地とするものです。農地区分は3種農地です。</p> <p>第2地域、黒埼地区です。3号、所在は西区板井で、畑1筆747㎡うち380㎡について、賃貸借により露天資材置場拡張敷地とするものです。農地区分は農用地です。令和2年8月31日付け公共工事のため一時転用した箇所に隣接する農地です。一時転用期間は、本年12月1日から翌3月31日までとなっております。</p> <p>4号、所在は西区寺地で、畑2筆269㎡について、使用貸借により農家住宅建築敷地とするものです。農地区分は第3種農地です。</p> <p>4件とも、すべて調査委員会案件です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、各地域調査委員長から報告をお願いします。</p>
<p>第1地域調査委員長 (9番)</p>	<p>第1地域調査委員会での調査結果をご報告します。</p> <p>5ページ。調査案件は、議案第43号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、2件です。</p> <p>1号は赤塚地区です。申請地は西区坂田で、市街化調整区域内の畑1筆、合計165㎡を売買する案件です。申請地について、11月18日に現地確認を行った結果、現況は稲荷神社及び東屋が建っていました。申請地は譲渡人が相続する前に売買契約し、譲受人が稲荷神社等の建築敷地として利用しており、転用済みと思っていましたが、</p>

<p>第2地域調査委員長 (14番)</p>	<p>調査の結果、許可を得ていないことがわかりました。今回の申請で追認許可となれば、無断転用が解消となります。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明がありました。</p> <p>続いて聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>違反転用をしている農地はないかとの質問に対し、代理人から違反転用はないとの回答がありました。</p> <p>申請地は既存集落内の第3種農地で、転用許可基準、エー（ア）－b－（a）の「住宅もしくは事業用施設が連たん」する区域内的の農地に該当するため、参集委員により協議した結果、追認許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と、工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。</p> <p>2号は赤塚地区です。所在地は西区赤塚で、市街化調整区域内の畑4筆、合計231㎡を使用貸借する案件です。申請地について、11月18日に現地確認を行った結果、現況は休耕畑で、一部に農舎が建っていました。申請理由について、父所有の農地を使用貸借し、個人住宅建築敷地とする計画です。また、農舎は取り壊しせずに、引き続き農業用施設として利用する予定です。</p> <p>続いて聞き取り調査に移り、代理人から、申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>違反転用をしている農地はないかとの質問に対して、代理人から、違反転用はないとの回答がありました。</p> <p>申請地は既存集落内の第3種農地で、転用許可基準、エー（ア）－b－（a）の「住宅もしくは事業用施設が連たんする区域内的の農地」に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と、工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p> <p>第2地域調査委員会での調査結果をご報告します。 調査案件は、議案第43号、農地法第5条許可申請に関する処分決</p>
----------------------------	--

	<p>定について、2件です。</p> <p>3号は黒埼地区です。申請地は西区板井で、農振農用地の畑1筆、747㎡の内380㎡を賃貸借し、一時転用する案件です。また、令和2年8月に5条許可を得て一部を転用した残りの農地です。譲受人は西区の建設業者で、新潟市発注の公共下水道工事の露天資材置場を拡張する計画です。申請地について、11月18日に現地確認を行った結果、現況は休耕畑で、大きな石などが埋まっており、かなり荒れた状態でした。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明がありました。</p> <p>続いて聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>違反転用をしている農地はないかとの質問に対し、代理人から、違反転用はないとの回答がありました。</p> <p>また転用完了までに農地として復旧しなければならないが、砂利だけでなく、かなり大きな石が埋まっている、撤去する計画はあるかとの質問に対して、代理人から砂利はできるだけ取り除くが、大きな石は土地所有者の許可なく勝手に処分できないとの回答がありました。</p> <p>申請地は農用地の転用許可基準、ア－(イ)－cの「3年以内の一時転用で、当該農地が必要であること」に該当するため、参集委員により協議した結果、調査委員会として問題はない、許可と判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了の際は農地に復元すること、工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。</p> <p>次に4号です。申請地は西区寺地で、市街化調整区域内の畑2筆、合計269㎡を使用貸借する案件です。申請地について、11月18日に現地確認を行った結果、現況は休耕畑となっていました。譲受人は土地所有者の妻で、夫が所有する土地を使用貸借し、夫婦共有名義の個人住宅を建てる計画です。</p> <p>続いて聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>違反転用をしている農地はないかとの質問に対しては、代理人から、</p>
--	--

議 長	<p>違反転用はないとの回答がありました。</p> <p>申請地は既存集落と市街化区域に隣接した第3種農地で、転用許可基準、エー（ア）－a－（a）の「水道管、下水道又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道区域で、500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、公共施設等がある農地」に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と、工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。</p> <p>その他、調査委員会案件以外の議案も審議を行い、問題ないと判断しました。以上です。</p> <p>事務局の説明及び各調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第43号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第43号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
議 長	<p>議案第43号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に議案第44号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6ページ、議案第44号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>7ページ、新規分の地区別実績表です。利用権設定の賃貸借に関する部分は、両者間による利用権設定と農地中間管理事業による利用権設定を別々の実績表としてあります。</p> <p>地区ごとの件数等は、中野小屋地区、契約期間、6年のものが1件、田、面積が958㎡、黒埼地区、契約期間10年のものが12件、田、畑、面積が83,220㎡です。新規分の利用権設定は13件、面積は84,178㎡です。</p>

	<p>表の右下の欄が賃貸借と所有権移転との合計ですが、所有権移転の案件はありませんので、合計も同じ13件、面積が84,178㎡です。</p> <p>8ページ、合計の地区別実績表です。今月は更新分がありませんので、先ほどの新規分と同じ表となります。</p> <p>9ページ、提案文です。</p> <p>「議案第44号 新潟市農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり提案する。 令和2年11月30日提出 新潟市西区農業委員会会長 本間雄一」</p> <p>その下の1号から、11ページの13号までが新規分の利用権設定に関するものです。12ページの1号は利用権の移転に関するものですが、移転に関するもの地区別実績表には含まれておりません。</p> <p>13ページ、中間管理機構関係の新規分の地区別実績表です。赤塚地区、契約期間10年のものが1件、田、面積が1,305㎡、黒埼地区、契約期間10年のものが1件、田、面積が4,866㎡、合計2件、面積は6,171㎡です。</p> <p>次の14ページが合計の表ですが、新規と同じ表ですので、合計2件、面積は6,171㎡です。</p> <p>15ページの1号、2号が内訳です。農地中間管理機構である新潟県農林公社が、農地中間管理事業に伴い、農業者から農地を借受けするものです。</p> <p>16ページ、定例総会で承認後に西区農業委員会会長から市長あての公告依頼文の案です。公告依頼日は令和2年12月14日です。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今、事務局の説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ご質問、ご意見がありませんので案件審査に入ります。 議案第44号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、お諮りします。 議案第44号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
議 長	
議 長	

<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>議案第44号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項、新潟市農用地利用配分計画の決定について、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告事項、農地の転用事実に関する照会書について、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>17ページ、新潟市農用地利用配分計画(案)についてです。</p> <p>新規分の地区別実績表で、赤塚地区、契約期間10年のものが1件、田、面積が1,305㎡、黒埼地区、契約期間10年のものが1件、田、面積が4,866㎡、合計2件、面積は6,171㎡です。</p> <p>18ページ、合計の表ですが、更新はありませんので、合計2件、面積は6,171㎡です。</p> <p>関係農業者は、19ページの1号、2号のとおりです。</p> <p>20ページの1号は、中間管理権の移転に関するものですが、移転に関するものは地区別実績表には含まれておりません。</p> <p>県の公告は、令和3年1月29日です。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>説明者が変わります。3ページです。農地係所管の報告事項を説明する前に、地区別にまとめた総括表をご覧ください。下段の地区別件数表のとおり、全地区合計25件です。</p> <p>21ページ、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計4件、田畑合計16筆、7,134㎡の解約を受理しました。</p> <p>22ページ、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計6件、田畑合計43筆、27,188㎡の相続による届出を受理しました。農業委員会による農地売却等あつせんの希望はありませんでした。</p> <p>23ページ、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p>

<p>議 長</p>	<p>全地区合計9件、田畑合計14筆、3,896.56㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>25ページ、報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。新潟地方法務局から照会があったもの5件、うち転用許可を受けているもの1件、転用許可を受けていないもの4件、家屋の建築状況、非農地化した事実及び経過年数を確認し、現地調査の上、非農地として回答しました。3号、関東財務局から照会を受けたもの1件は、すべて農地として回答し、今後の滞納整理によっては公売が行われることとなります。以上です。</p> <p>ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご質問がないようですので、事務局報告のとおり決定します。</p> <p>以上で議事として提案した案件について終了しますが、11月25日、26日に、調査委員会の開催に合わせ、違反転用に係る是正指導を行っていますので、その内容について農地部会長から報告をお願いします。</p>
<p>農地部会長</p>	<p>今月の調査委員会で、違反転用に係る是正指導を実施しましたので、ご報告します。</p> <p>今回の対象者は、令和2年7月に実施した農地パトロールにおいて違反転用と認定した土地の所有者で、第1地域1名、第2地域1名、合計2名です。</p> <p>1件目は、第1地域、西区亀貝地内の農用地区域内にある農地です。土地所有者は県外在住で、代理人は土地所有者の子で建築事務所を営む者です。</p> <p>代理人は農地法、農振法に違反する利用であることを認識していましたが、過去に造園用の資材置場として利用していた土地を、相続取得後も引き続き建築及び造園用に利用していました。</p> <p>代理人は既に資材置場となっていたという経緯から違反転用の状態が続いており、現状復旧に多額の費用が掛かると答えました。</p> <p>この農地は農業振興地域にあり、農地として利用する以外にない土地であること、再び資材置場として利用することがないように、改善しなければ違反転用の解消にならないと説明し、復旧作業に取りかか</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>つたら立ち合いを行うので、事務局に連絡を入れるよう指導しました。</p> <p>2件目は、第2地域、西区小平方地内の農用地です。土地所有者は建設業用の資材置場に利用している者です。</p> <p>この農地は、4年前にも呼び出しによる是正指導を行っています。その後も違反状態が続いていることについて質問すると、前回同様、自宅から離れていて農地の形状も悪く耕作ができない状態にあったため、残土置場にしている。仮に農地に戻しても耕作できないので資材置場に利用してもらっている。売れるのであれば処分したいが、簡単に売れるものではないなどの弁明がありました。</p> <p>出席委員から、確約はできないが、農業委員会は農地の買い手や借り手を探すことを責務としている。その前提として、農地であることが必要なので、まずは原状回復し、農地に戻してほしいと粘り強く説明しました。</p> <p>また、出席委員から、隣接農地に砂が流れていることを指摘したところ、現地を見て対応すると回答がありました。</p> <p>この農地は農業振興地域にあり、農地として利用する以外にない土地であることを伝え、来年早々に復旧作業を開始することを約束しました。</p> <p>呼出指導を行った土地所有者に対しては、原状回復の有無に関わらず、隣接する農地に被害を及ぼすことの無いようにすること。今後は違反転用しないこと。違反敷地が拡大するようなことがないようにすること。道水路、自治会財産、土地改良区財産の破損があった場合は、すみやかに現状復旧することを教示しました。</p> <p>また、すべての違反転用は、解消されるまで、監視対象農地として指導していくこととして、是正指導に係る調査委員会を終了しました。</p> <p>なお、呼び出し指導としなかった文書指導対象者は、是正文書を送付し、解消期限を本年12月末としていますので、担当地域の農業委員には、日頃の農業委員会活動の農地パトロールにおいて、適宜、現況確認をお願いします。以上です。</p> <p>ただ今、農地部会長から報告がありましたが、ご質問等はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>事務局から報告事項等はありませんか。</p>
-----------------------	--

事務局	<p>27ページ、12、1月の業務日程です。</p> <p>はじめに12月の日程です。</p> <p>1日、火曜日、午後1時30分から、翌2日、水曜日、午前11時まで、令和2年度新潟県女性農業委員等研修会及びにいがた女性農業委員の会第19回定例総会が中央区で開催されます。江端委員、鈴木委員が参加されます。</p> <p>22日、火曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。</p> <p>翌23日、水曜日、午後3時から、第2地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。</p> <p>会場はいずれも区役所303会議室です。</p> <p>25日、金曜日、午後3時から、推進委員の皆さんからも参加いただき、12月定例総会を健康センター棟104・105会議室で開催します。終了後に委員研修会を予定しています。</p> <p>次に12月の申請締切日です。農地法12月総会分が12月7日、月曜日、農業経営基盤強化促進法1月総会分が12月25日、金曜日です。</p> <p>次に1月の業務日程です。</p> <p>22日、金曜日、午後1時30分から、新潟県農業会議が主催する市町村農業委員会役員等研修会が中央区で開催されます。役員6名から参加いただくこととしております。</p> <p>26日、火曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。</p> <p>翌27日、水曜日、午後3時から、第2地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。</p> <p>29日、金曜日、午後3時から、1月定例総会を開催します。</p> <p>会場はいずれも区役所303会議室です。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>ないようですので、以上で11月の定例総会を閉会します。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 本 間 雄 一

署名委員 鈴 木 淳 子

署名委員 丸 山 和 秀